

陳情第7号 資料

陳情第7号「川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止に関する陳情」について

1 市立小学校のプールにおける水の流出事故の概要

令和5年5月、市立稲田小学校において、プールの注水に際し、止水作業に失敗し、5日間注水し続けたことで、プール約6杯分に当たる約2,200m³の水を流出させた事故が発生。損害額約190万円の5割相当額である約95万円を関係職員に賠償請求した（組織としても損害の予防に関する配慮が十分ではなかったことなどを考慮し、5割相当額は公費で負担）。

2 プールの給排水等に関する取組の現状

(1) プールの設置状況

- ・ 市内全175校（小・中・高・特別支援）のうち、プールのある学校は162校（未使用の2校を除く）で、ろ過装置のないプールは24校、屋上プールは71校、可動床のプールは7校となっている。
- ・ それぞれ昭和42年度から平成30年度までの間に整備されており、整備後30年を経過したプールが102施設ある。

(2) プールの給排水作業

- ・ 給排水に関する学校の教職員による主な作業としては、プール清掃前の排水作業及び清掃後の給水作業、小学校ではプール期間中に利用学年に合わせた水位の調整作業、また、ろ過装置のないプールでは2週間に1回程度の水の入替作業等がある。
- ・ 特に清掃後の給水作業については、2・3時間で満水になる学校がある一方で、10時間以上の長時間になる学校が多数あり、72時間かかるとする学校もある。各校のバラつきも大きい。
- ・ また、給排水装置については、ろ過装置と同じ分電盤のスイッチを操作するもの、ろ過装置とは別の分電盤のスイッチを操作するもの、バルブを開閉するものがある。
- ・ なお、給排水のほかにも、日常的な水質管理等として、塩素濃度や水温・気温の計測作業等の業務がある。

【参考】低圧電気取扱業務特別教育講習の受講が必要なブレーカーの操作

- ・ 稲田小学校の水流出事故で教職員が行ったブレーカー操作について、労働安全衛生規則に規定されている「特別教育を必要とする業務」に該当するのではないかという指摘があったことから、学校の労働基準監督機関である人事委員会に問い合わせたところ、令和5年11月21日（火）に神奈川労働局（*）に確認した考え方として、稲田小学校に設置されているブレーカーについては「特

別教育を行うに越したことはないが、法的には特別教育が必要なブレーカーに該当しない」という見解であることを確認している。

*現在、神奈川県労働局において、厚生労働省にも見解を確認中

労働安全衛生規則（抜粋）

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四（略）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

(3) プール及びプール関連設備に関する業務委託

プール及びプール関連設備を設置している学校では、水泳授業等に支障がないようプール使用前に次の業務を民間業者に委託している。

ア 自家用電気工作物保安業務委託

プール附属電気設備のある学校について、プール使用前（4月～5月中旬）に次の点検を行う。

- (ア) 絶縁抵抗測定
- (イ) 接地抵抗測定
- (ウ) 漏電遮断器の取付有無及び動作確認
- (エ) 過負荷保護装置の取付有無
- (オ) 外観、観察点検

また、その後も2か月に1回の点検において（ア）～（オ）の点検を行う。

イ 川崎市立学校プール清掃業務委託

プール本体及びプールサイドについて、形状や材質に応じた機材を使用して洗剤で洗浄するとともに、排水口の金具について点検を行う。

ウ 市立学校プール等循環浄化装置保守点検業務委託

プールの循環浄化装置について、その機能が十分に発揮できるようプール使用前及び使用後に保守点検を実施するとともに、軽易な不具合が生じた場合は、必要に応じて学校現場を確認するなどして処置を施し、自動塩素制御装置を設置している学校については、プール使用前の点検の際にカートリッジフィルターの交換を行う。

また、各対象学校の職員に対し、装置及び装置附属機器についての取扱説明を行う（学校から依頼があった場合に対応）。

エ その他

プール可動床設備が設置されている学校は、プール可動床設備保守点検業務及びプール可動床等清掃業務を委託している。

また、プール清掃も含めた、消防・昇降機・空調設備・自家用電気工作物等の保守点検等の業務を総合的に委託している建物管理業務委託校では、この委託契約の中で、プールの給排水作業を受託業者が実施している。

(4) 「学校水泳プールの安全管理マニュアル」の改定

再発防止策の一環として、教職員が開閉栓の確認を徹底するよう、「学校水泳プールの安全管理マニュアル」の一部を令和5年8月に改定した。

＜マニュアルの改定箇所＞

- ア プール使用時期の安全点検の項目に「★給水栓の閉め忘れや漏水等がないよう、プールの日常点検において適切に管理する。その際には、必ず複数の教職員で開閉栓の確認を行うとともに、管理職にその旨を報告する。」を追加
- イ 日常点検リストの点検箇所等に「給水栓」を追加
- ウ 学校水泳プール使用終了後点検リストの点検箇所等に「給水栓」を追加
- エ プール利用者への点検結果の提示区分に給水栓を追加
- オ 水泳プール日常点検表「プール日誌」に「使用後の点検」欄を追加

3 教職員の負担軽減及び給水事故再発防止の取組について

(1) 教職員の負担軽減に向けた取組について

- ・ 教職員の働き方・仕事の進め方改革として、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整えていくことが重要であることから、プール関連業務についても、教職員の負担軽減に資する取組を検討・推進していく。
- ・ 今後は、プール関連設備のブレーカー操作については、「自家用電気工作物保安業務委託」等の対象業務に位置付け、民間の専門業者が行うこととし、教職員が行うことのないようにしていく。
- ・ 「市立学校プール等循環浄化装置保守点検業務委託」の対象業務として、受託業者は、教職員に対し、装置及び装置附属機器の取扱説明を行うこととしていることから、教職員は点検作業に立ち会い、現在見直し作業を進めている操作マニュアル等の内容を踏まえ、給水も含めた装置操作方法を確認するよう徹底する。
- ・ 現在、各学校で実施しているプール関連作業を整理し、教員以外の職員も含めた協力体制の構築、役割分担について検討する。
- ・ 多摩スポーツセンター内プールの近隣学校による活用や、西有馬小学校における民間プール活用の事例を踏まえ、学校プールの老朽化に伴う更新等のニーズが発生した場合の「民間プールの活用」のあり方について、引き続き検討・実施していく。
- ・ 「建物管理業務委託」については、一定規模以上の建物が必要であり、対象校

が限られているものの、引き続きプールの給排水作業を受託業者が実施する。

(2) マニュアル等の見直しについて

- ・ 令和5年8月に改定した「学校水泳プールの安全管理マニュアル」に基づき、日常の点検リストを活用したプール水の管理、複数の教職員による確認、管理職への報告を徹底するよう、研修等で周知していく。
- ・ プールの給水方式等に合わせ、各学校において確実な操作が可能となるよう、専門業者の確認した注意事項やひな型に即し、操作マニュアル等の見直し、整備・確認を行っていく。

4 陳情の要旨に対する本市の考え方について

(1) 川崎市小中学校のプールの注水、プールの使用時期及びその1月前後の定期設備点検

ア プールの注水（給水）

- ・ プールの給水作業については、学校によって満水までに要する時間が大きく異なることや、長時間になる学校が多数あること、給排水装置やプールの使用開始日・終了日に違いがあること、そうした中で別途委託している清掃業務や循環浄化装置保守点検業務との日程調整が必要になることなど、複数校巡回方式で民間委託するにも、調整を要する課題が複雑かつ輻輳している状況である。
- ・ また、満水までに数時間要するプールの場合、待機時間が発生することから、一校常駐方式も含め、効率的・効果的な民間委託を行う上での課題も大きい。
- ・ こうしたことから、プールの給水作業については、基本的には引き続き学校において対応する。
- ・ 一方で、稲田小学校における水流出事故が、プールの給水時に発生したものであることから、「3」に挙げた取組を実施し、教職員の負担軽減と、事故の再発防止を図る。

イ プールの使用時期及びその1月前後の定期設備点検

- ・ 現在も、プール附属電気設備については「自家用電気工作物保安業務委託」において、プール使用前の設備点検及び2か月に1回の点検を、プール等循環浄化装置については「市立学校プール等循環浄化装置保守点検業務委託」において、プール使用前及び使用後に保守点検を実施している。
- ・ 今後も引き続き、民間の専門業者による定期的な設備点検を実施し、設備の不具合による事故発生の未然防止を図る。

(2) 川崎市内全ての小中学校へ段階的に推し進めること

「4（1）」に記載したとおり、プールの注水（給水）については、民間委託には課題が多く、困難な状況であり、定期設備点検については、すでに実施済みである。